

◆運営・維持管理業務委託仮契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
188	2	第5条	6		業務遂行	1月13日付で公表された「入札説明書等に対する第1回質問への回答」において、No.757回答に「用水の確保に関する住民協定」とありますが、当該協定をお示し下さい。	現時点で協定書を示すことはできませんが、事業者は要求水準書に示すとおり水質を確保してください。
189	3	第5条	10		業務遂行	1月13日付で公表された「入札説明書等に対する第1回質問への回答」において、No.761回答に「破砕機を新規購入する必要がある場合は事業者の負担」とありますが、新規購入する必要が生じた理由が、天災や貴組合の指示等による「処理物量の増大」・「処理物性状の変化」及び「経年劣化」に起因する場合は、貴組合にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。「破砕機の新規購入」は「変動費」でリスクをヘッジすることができないことから、事業費用に反映させることが非常に困難であります。	組合帰責の場合を除き事業者が購入してください。
190	11	第39条	4		協議会の設置	本条で定められる協議会に参加させる代表企業、構成員以外の団体・外部有識者の参加に要する費用は別杵速見地域広域市町村圏組合殿の負担と理解します。事業者の負担とする場合は予め費用発生を公表頂けますようお願いします。	参加を主張する側が費用を負担します。